



アスリードあさくら協同組合
ASULEAD-ASAKURA-Cooperative



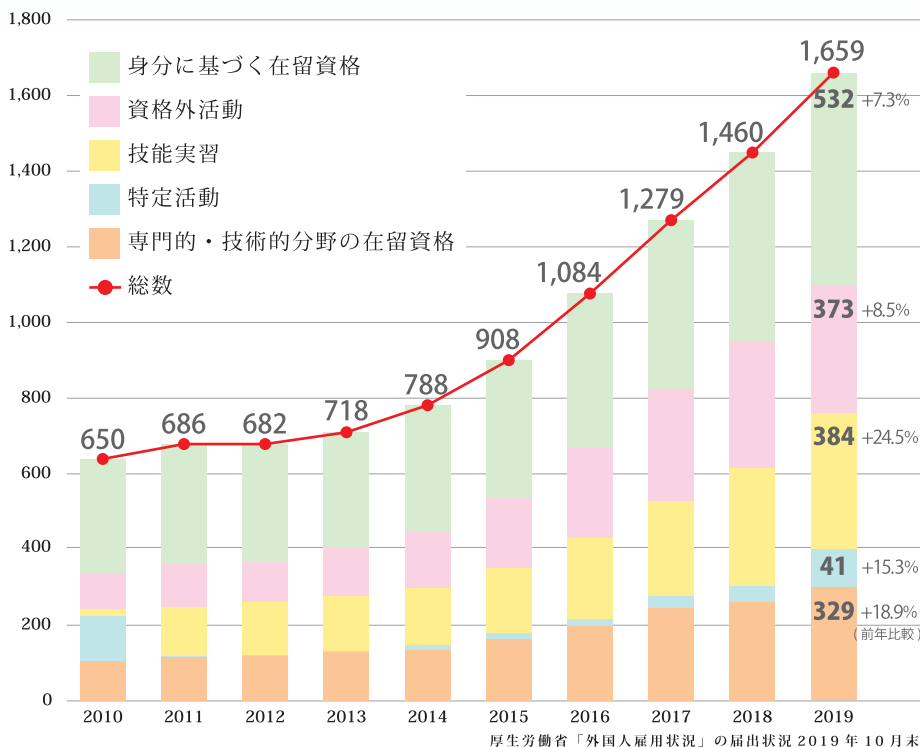
外国人技能実習制度とは

日本の企業において、
発展途上国の若者を技能実習生として受け入れ、
実務を通じて実践的な技術や技能・知識を学び、
帰国後母国の経済発展に役立ててもらうことを
目的とした公的制度です。

一般的に受入れ可能職種に該当する企業様は、
弊組合のような監理団体を通じて技能実習生を
受け入れることができます。

外国人労働者数は約 166 万人。
届出義務化以降、過去最高を更新。

【在留資格別外国人労働者数の推移】



【外国人技能実習生の国籍別在留者数】

(単位:人)	2017年末	2018年末	2019年 6月末
ベトナム	123,563	164,499	189,021
中国	77,567	77,806	81,258
フィリピン	27,809	30,321	33,481
インドネシア	21,894	26,914	30,783
タイ	8,430	9,639	10,656
カンボジア	6,144	8,432	22,510
ミャンマー	6,180	7,424	
モンゴル	1,099	1,484	
ラオス	341	487	
スリランカ	429	480	
その他	777	874	367,709
合計	274,233	328,360	

国際研修協力機構より

「身分に基づく在留資格」とは我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。
「資格外活動」とは本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの(原則週 28 時間以内)であり、留学生のアルバイト等が該当する。
「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うものである。
「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師、特定技能等が該当する。



受け入れによる利点

1 職場の活性化の向上

明るく元気な若者が、職場に入ることによって活性化を図れます。

2 生産効率の向上

作業意欲の高い実習生の受入で、職場の活性化が期待できます。

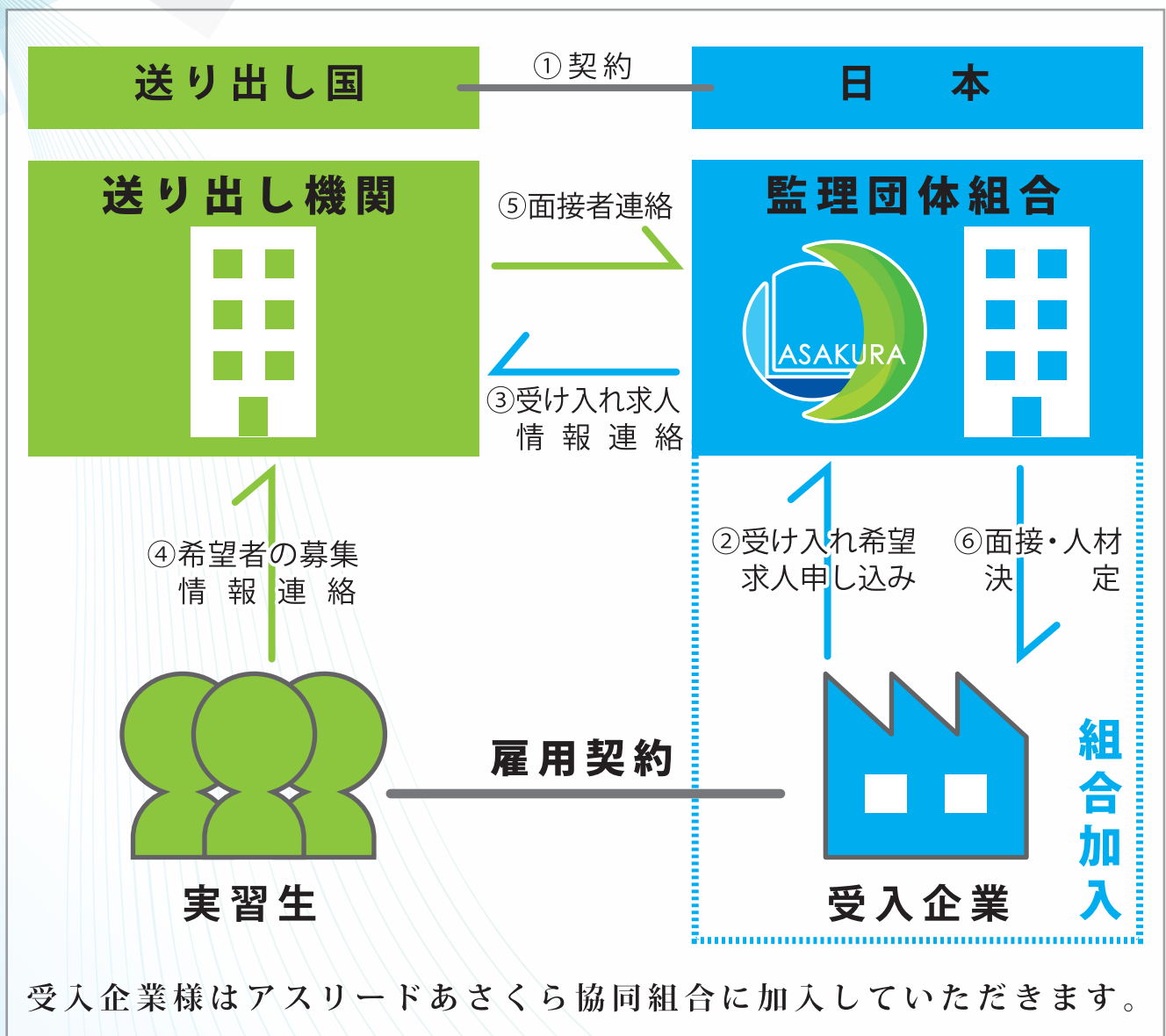
3 企業の国際化

外国人の受入により、国際貢献と人的交流、将来の海外進出の足掛かりに繋がります。

4 作業のマニュアル化の促進

指導して行く上で、作業マニュアルや指導書の策定、作業工程の見直しや、労働安全衛生などに関する見直しなどの契機になります。

技能実習制度の仕組み



当組合では3カ国から技能実習生の受け入れを行っております

ベトナム



カンボジア



ミャンマー



技能実習生の受入れ可能人数

基本人数

実習実施者の常勤職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

※1号技能実習生は常勤職員の総数、2号技能実習生は常勤職員の総数の2倍の人数をこえてはいけない
 ※やむを得ない事情で他の実習実施者から転籍した技能実習生を受け入れる場合、上記人数枠と別に受け入れる事を可能とする

人数枠

通常の者	
1号技能実習生(1年間)	2号技能実習生(2年間)
基本人数枠	基本人数枠の2倍

受入れ例) 従業員101人～200人、受入れ期間3年の場合



技能実習生受入れまでの流れ

STEP
1

お申込み・組合加入

受け入れたい職種や人数など、外国人技能実習制度に関する事ならお気軽にご相談ください。



STEP
3

面接

現地またはオンライン面接での面接を行います。組合スタッフも同行、同席させて頂き最終決定いたします。



STEP
5

実習生の入国

空港へ到着した実習生を組合スタッフが出迎え、入国後講習施設にご案内します。



STEP
7

雇用・実習開始

技能実習生は企業様へ配属となり実習を開始します。
役所手続き、銀行口座開設など当組合がサポートいたします。



STEP
2

求人案内

求人票の内容をもとに企業様に最適な候補者を送り出し機関に依頼いたします。

面接に向けて書類選考を行い、候補者を選抜いたします。



STEP
4

入国前講習

採用が決定致しましたら、現地にて日本語、日本の生活に欠かせない知識等の講習を行います。



STEP
6

入国後講習

約1ヶ月間日本の環境で実際に生活しながら語学、日本の文化、生活習慣、交通ルール、火災訓練など講習を行います。



STEP
8

実習生帰国

3年間の技能実習が無事終了し本国帰国し習得した技術を役立てます。

当組合のサポート体制

申請書作成・申請手続き

外国人技能実習機構、出入国在留管理局等への各種手続きはすべて組合にお任せください。

体制づくりをサポート

- ・実習生向けの入国後講習を実施
- ・適切な時期での技能検定の申し込み手続きのご案内
- ・実習計画や在留資格の変更など各種手続き

信頼と実績の厚い送出し機関

信頼のおける政府認定送出し機関と提携しております。
また企業様指定の送出し機関のご利用も可能です。

寄り添ったサポート

- ・月に1回以上の訪問サポート（技能実習1号のみ）
- ・3カ月に1回の訪問サポート（技能実習2号）
- ・計画変更や急なトラブル対応時など必要な各種手続き
- ・実習生の母国語の通訳の配置
- ・相談対応窓口の拡充



近年では、幾度もの経済危機により不況が続いており、人材不足が懸念されております。

そこで当組合では、介護事業をはじめ、様々な企業様の人材不足の問題、

技術の発展をしっかりとサポートし技能実習生、受入企業様と

密な関係を築いていくことを大切にし、きめ細やかなサービスをお届けできるようにしております。

また、地域ニーズに合わせ発展に繋がるよう活動し、国際社会に貢献したいと思います。

組合概要

名 称	アスリードあさくら協同組合
設 立	2019 年 4 月 26 日
監理団体 許可番号	許 1912000210
所 在 地	〒838-0068 福岡県朝倉市甘木 307 番地 1
事業内容	1. 組合員の必要とする資材等の共同購買 2. 組合員のためにする外国人技能実習生共同受入事業 3. 外国人技能実習生受入に係る職業紹介事業 4. 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上または 組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 5. 組合員の福利厚生に関する事業 6. 前各号に附帯する事業



アスリードあさくら協同組合

